

提出書類一覧表

(建設工事)

添付番号に色がついている書類は、「測量及び建設コンサルタント等」と「物品の製造、販売等及び役務の提供」にも使用できます。

添付 文書 番号	提出書類		法人	個人	備考
1-1	使用印鑑届				・本社・本店が契約締結先の場合は、「使用印鑑届」 ・印影が、はっきりわかるように押印すること
1-2	委任状・使用印鑑届		◎	◎	・支店・営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合は、「委任状・使用印鑑届」 ・印影が、はっきりわかるように押印すること
2	印鑑証明書		◎	◎	・法人は法務局、個人は市町村で証明 (提出日より3ヶ月以内のもの)
3	備前市暴力団排除条例に係る誓約書		◎	◎	・熟読の上、本社の代表者が実印を押印のこと ・印影が、はっきりわかるように押印すること (注)誓約書に違反した場合は、履行中の契約の解除、指名停止等の措置を行う
4	建設業の詳細情報		◎	◎	・国土交通省の「建設業者・宅建業者等帰郷情報検索システム」により「建設業者の詳細情報」(PDF)を印刷したもの
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		◎	◎	・通知日が令和6年1月31日以前で有効期限内の最新のもの。 (注)受付期間終期頃に最新のものが通知されることが予想される場合は、事前に協議してください。
6	直前3年の各営業年度における工事施工金額		◎	◎	・別掲様式 参加希望業種のみ直近の過去3期分の施工金額を記載のこと
7	納税証明書	国税(消費税含む)	◎	◎	・本社を管轄する税務署における証明(「未納税額のない証明」用 法人の場合は、「税務署様式その3の3」、個人の場合は、「税務署様式その3の2」)(提出日より3ヶ月以内のもの)
8		岡山県税	○	○	・本市との契約締結先が岡山県内に所在する場合必要(「県徴収金の滞納がないこと」用)(提出日より3ヶ月以内のもの)
9		備前市税	○	○	・納税状況等照会同意書 法人と個人事業主と異なるので注意
10	社会保険料納入証明書		○	○	・日本国内に本社本店を有する業者は必須 ・管轄の年金事務所で取得してください。 ・証明対象期間 令和4年11月分から令和5年10月分。この期間を含んで証明期間が長いのは可。 別添社会保険料納入証明申請書により申請してください。 ・加入義務がない場合は、申立書(別紙)を提出してください。
11	建設業退職金共済組合加入履行証明書または中小企業退職金共済組合加入履行証明書		◎	◎	いずれも履行証明書が必要(提出日より3ヶ月以内のもの) 証書(「建設業退職金共済契約者証」は不可)
12	代表者の「身分証明書」		×	◎	本籍地の市町村で証明
13	代表者の「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明」		×	◎	・法務局で証明 (提出日より3ヶ月以内のもの) 証明書の申請方法 申請書を直接、東京法務局の後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課の窓口へ提出。申請書は地方法務局、支局等にありません。 ※岡山県内で証明書の交付を行っているのは岡山地方法務局(岡山市北区南方1-3-58 TEL 086-224-5656)のみです。 郵送で申請する場合等、詳しくは、東京法務局民事行政部後見登録課(〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 TEL03-5213-1360)へおたずねください。 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html
14	代表者の住民票		×	◎	・住所地の市町村で証明(提出日より3ヶ月以内のもの) 個人票で本籍、続柄の表示のないもの
15	商業登記事項証明書		◎	×	・法務局で証明 履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書どちらでも可 (提出日より3ヶ月以内のもの)

添付 文書 番号	提出書類	法人	個人	備考
16	財務諸表	◎	◎	・直近の決算時における 貸借対照表 および 損益計算書 等
17	申請書	○	○	・申請書 別掲「 舗装業者工事施工能力審査申請書 提出書類」参照 (注)舗装工事の入札に参加を希望する場合に必要
18	舗装業者工事施工 能力審査申請書	○	○	・添付書類 別掲の提出書類を参考に必要な添付書類を添付 (注)添付書類は、連続で読み取り1つのPDFにまとめて添付する。ZIP ファイルの添付は不可
19	「配水管技能者登録証」または「配水管技士 資格認定証」	○	○	配水管工事の入札に参加を希望する場合に必要 ・「配水管技能者登録証」 (社)日本水道協会の実施する配水管技能講習会の修了者で配水管技 能者名簿に登録した者の証 ・「配水管技士資格認定証」 (社)日本水道協会岡山県支部が行う配水管技士試験に合格し、配水 管技士登録簿に登録された者の証 (注)配水管工事の入札に参加するためには、備前市指定給水装置工事 事業者の指定を受けていることが必須
20	技術職員の資格及 び雇用証明書類	○	○	・市内業者 経営事項審査申請に添付の審査印が押された名簿の写しと、技術者の 雇用関係を確認できる書類(原則として健康保険証 記号、番号、保険 者番号を黒塗りすること)の写し及び監理技術者証の写しを添付するこ と 経営事項審査添付の名簿に記載されていない資格で、本市に登録した いのもがある場合には、別途、資格証明書の写しを添付のこと ・市外業者は、不要
21	・保険証のない技術者	○	○	・雇用関係申立書(任意様式) (注)後期高齢者医療保険等に該当する技術者。常時雇用していることを 申立てること ・市外業者は、不要

※ ◎は必ず提出する書類、○は該当がある場合に提出する書類。×は提出不要。

※ 本申請における委任先及び受任者とは、入札・契約等に係る権限を代表者から委任された支店・営業所等及び当該支店・営業所等の代表者(支店長・営業所長等)のことで、**入札に代理人が出席する場合の受任者とは違います**のでご注意ください。

※ 申請書等関係書類に押印を必要とする箇所には、**必ず登録印鑑(実印)**を押印してください。

※ この表の提出は、不要です